

第 4456 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 4月 3日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ ゴルフボールの贈答費用

Q：気候がよくなってきたので、弊社では、ゴルフボールを配ろうと思っています。課税上、どのように取り扱われますか？

A：交付状況によって違います。

【解説】

ゴルフボールを取引先等に配られるということですが、税務上の取扱いは、その交付の目的で次のように違ってきます。

- ①営業マンが、得意先等に訪問する際の手土産として配布する場合は、交際費等に該当します。
- ②ゴルフボールを広告宣伝的効果を意図して、不特定多数の者に配布するという場合には、交際費等には含めなくてよいこととなっています。
- ③メーカー等が卸売業者や小売業者等の得意先に物品を贈与する費用は、売上割戻しと同一の基準で行われるものであり、かつ、事業用資産又はその購入単価がおおむね3,000円以下の小額物品に該当するものを除き、交際費等に該当することとなります。この場合のおおむね3,000円以下かどうかは、交付基準としている単位ごとに判定します。

